

第 1 編 給水装置に係る総論

第1章 水道の概念

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

【主な関係法令等】法第1条

(解説)

法は、水道により「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ことによって「公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを目的としたものである。

この目的達成のための具体的手段として、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめること、水道の基盤を強化することを意図している。

「清浄」「豊富」「低廉」は水道の三原則といわれている。水の供給という給付行政の内容を規定する要素には、供給の量、質及び対価があるが、ここでは、質については「清浄」であること、量については「豊富」であること、対価については「低廉」であることを目標とすることを明らかにしたものである。清浄、豊富、低廉の内容は、それぞれの時代における公衆衛生、生活環境についての社会的要請を達成するため、水道に対し一般的に要求されるところによるものであって、具体的な数値、数量を内容としたものではない。したがって、例えば、水道水の水質基準（法第4条）のみが、清浄の内容を意味するものではない。また、水道により「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」こととは、豊富低廉に優先して清浄であることが求められていることを意味している。

第2章 水道の種類と位置付け

水道の使命を果たすため、法令による規制の対象となるものについて、その規模等に応じて水道の種類を分けている。

【主な関係法令等】法第3条・第14条第2項第5号、事業条例第36条の2及び3
(解説)

関係法令等における水道の種類とその位置付けは、図-1.2.1のとおりとする。

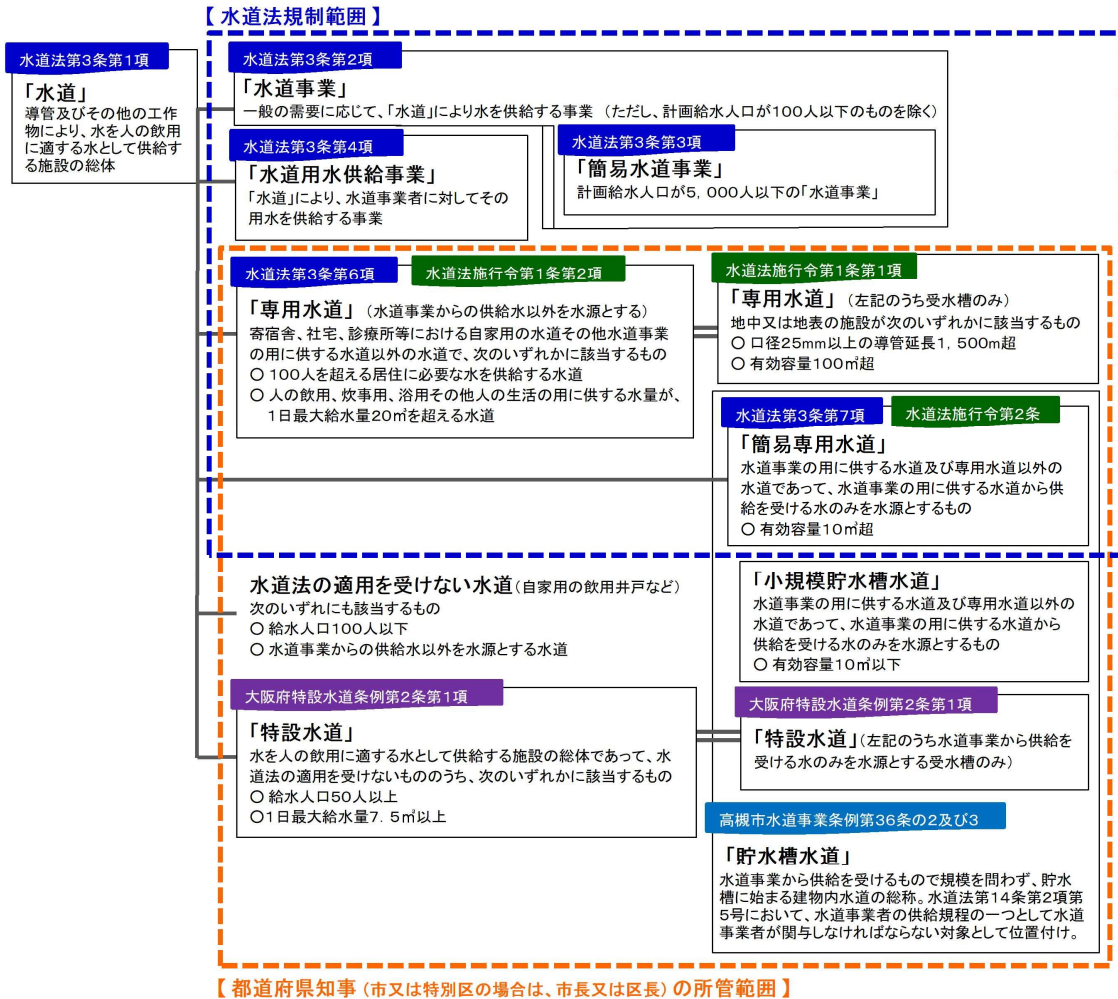


図-1.2.1 関係法令等における水道の種類及び位置付け

第3章 供給規程

法において、水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならないとされている。

市では事業条例において、法その他の法令に定めがあるもののほか、高槻市水道事業の給水についての供給条件及び適正な給水の保持に関し必要な事項を定めるとともに、水道法の施行に関し必要な事項を定めている。

【主な関係法令等】法第14条第1項、事業条例第1条
(解説)

1 供給規程の趣旨とその位置付け

供給規程とは、水道事業者と水道の利用者との給水契約の内容を示すものである。その供給規程に定める供給条件は、多数の取引を迅速かつ安全にするために定型的に定められるものであり、これを定型約款と呼ぶ。一般に、契約は両当事者が対等の立場で締結するものであるが、給水契約に係る供給条件については、水道事業者があらかじめ一方的にこれを定めることとされている。このように、一方が決める契約の内容に相手方が従うか従わないかの自由しか有しないような契約を、付合契約又は付従契約という。これは、水道事業者が地域的独占の事業であり、多数の利用者と迅速かつ公正に契約を結び、かつ、利用者相互間の水道の利用関係について公平を期すためには、このような契約方式によることが適当と考えられるからである。

供給規程には、その性格から、法律上の拘束力を持たせる必要のある事項は全て規定しておく必要があるが、法には、供給条件に関するもののうち、主として利用者保護の必要上供給規程にまかせることなく自ら規定を設けたものがある。例えば、給水義務（法第15条第1項及び第2項）、給水装置の検査（法第17条）、検査の請求（法第18条）等があり、これらの規定は強行規定であり、法に基づき直接水道事業者に所定の義務が課せられているため、これに反する供給条件を定めても無効である。ただし、これらに関する手続等の具体的内容は水道事業者において定めることが必要である。

2 供給規程の設定

供給規程のうち、料金、給水装置工事の費用の負担区分に関する事項は必ず定めなければならないものであるが、その他の供給条件は、水道事業者が地域的社会的諸条件に応じて自主的に、また、利用者に対してあらかじめ一方的に定めるものである。よって、供給条件は、利用者の利益を保護する趣旨から、法第14条第2項各号に規定する要件に適合しなければならず、水道事業の認可申請に当たって、事業計画書記載事項の一つとされている。

3 供給規程の適合要件

法第14条第2項に供給規程の適合要件として、次のものが定められている（施行規則第12条及び第12条の2～5）。

1) 公正妥当な料金

水道料金は、水の供給の対価であり、その料金が、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであることが求められている。料金が公正妥当なものであることは、

水道事業がその公益事業としての特性に鑑み地域的独占経営を許容されていることから生ずる当然の原則である。公正妥当であることの前提として、料金は、能率的な経営の下における水の供給に要する適正な原価を基準に決定されるべきであるという原価主義を明らかにしたものである。能率的な経営の下における適正な原価とは、料金がおおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであるとともに、水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むものとされている。

2) 料金の明定性

料金が、定率又は定額をもって明確に定められていることが求められており、明確な料金体系をもって料金を設定すべきとされている。

3) 責任区分等の適正、明確性

料金以外の供給条件について、水道事業者と利用者との間のそれぞれの責任が適正かつ明確に定められていることが求められている。適正かつ明確に定められていることを要するのは、給水契約が付合契約であるので、水道事業者と使用者、使用者相互間の公平を期すとともに、後日の紛争を避けるため、水道の利用関係から生ずる使用者の権利義務関係についてあらかじめ具体的に定めておく趣旨である。

(1) 主な水道事業者の責任に関する事項

- ① 給水区域
- ② 料金、給水装置工事の費用等の徴収方法
- ③ 給水装置工事の施行方法
- ④ 給水装置の検査及び水質検査の方法
- ⑤ 給水の原則及び給水の制限や停止の場合の手続

(2) 主な使用者の責任に関する事項

- ① 給水契約の申込みの手続
- ② 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置
- ③ 市のメーターの設置場所の提供及び保管責任
- ④ 市のメーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあっては、その事項及び金額
- ⑤ 給水装置の設置又は変更の手続
- ⑥ 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定により定める基準に適合していない場合の措置
- ⑦ 給水装置の検査を拒んだ場合の措置
- ⑧ 給水装置の管理責任
- ⑨ 水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置

4) 差別的取扱いの禁止

水道の利用関係においては、公平の原則が求められている。特定の使用者に対する不当な差別を禁じたものであって、正当な理由に基づいて格差をつける場合、例えば、口径別料金体系において量水器の口径差に応じて格差を設け、また、従量料金においてその地域の将来の水需給の状況等を勘案して段階別逓増料金を設定する等合理的な理由に基づく場合には、不当な差別的取扱いには該当しない。

これに対し、新たに拡張した地区の工事費を勘案してその地区の料金を割高に設定する等は差別的取扱いに該当するものとされている。また、料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の利用者が負担すべき費用がある場合は、その金額は合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものでなければならない（施行規則第12条の3第2号）。

5) 貯水槽水道に関する責任区分の適正、明確性

貯水槽水道が設置されている場合に、貯水槽水道に関し水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者が果たすべき責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていることが求められている。

(1) 水道事業者の責任に関する事項

- ① 貯水槽水道の設置者に対する指導・助言及び勧告
- ② 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

(2) 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項

- ① 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
- ② 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

4 供給規程の周知

供給規程は、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならないことが求められている。市の供給規程は、事業条例として定められており、条例の形式がとられていることから、一定の公告方式によって公示されることにより、一般に周知させる措置がとられている。

また、窓口や電話等による開栓及び給水装置工事の申込時に定型約款（供給規程）を契約内容とする旨を表示する必要がある。そのため、申込者に対して定型約款を契約の内容とする旨を表示した書類を郵便受け等に事前に投函しておくこと、申込者の自署又は記名押印を求めること又は口頭で伝達すること等の対応が必要となる。

供給規程において、法令で規定された要件と市の事業条例における各規定の対応について、表-1.3.1に示す。

表-1.3.1 供給規程の適合要件と主な条例の対応一覧

法律	省令	供給規程の適合要件	条例
水道法 第14条 第2項 第3号	水道法施行規則 第12条の3 第1項 第1号	【水道事業者の責任に関する事項】として必要に応じて、定められていること	高槻市水道事業条例
		イ 給水区域	⇒ 第3条 (給水区域)
		ロ 料金、給水装置工事の費用等の徴収方法	⇒ 第27条 (料金の徴収方法) ⇒ 第7条 (工事費の負担)
		ハ 給水装置工事の施行方法	⇒ 第4条 (給水装置の新設等の申込み) ⇒ 第5条 (給水装置の新設等の工事) ⇒ 第6条 (給水装置の構造及び材質)
		ニ 給水装置の検査及び水質検査の方法	⇒ 第20条 (検査の請求) ⇒ 第36条 (給水装置の検査等)
		ホ 給水の原則及び給水を制限し、又は停止する場合の手続	⇒ 第12条 (給水義務) ⇒ 第37条 (給水装置の基準違反に対する措置) ⇒ 第38条 (給水の停止)
	水道法施行規則 第12条の3 第1項 第2号	【水道の需要者の責任に関する事項】として必要に応じて、定められていること	高槻市水道事業条例
		イ 給水契約の申込みの手続	⇒ 第13条 (給水の申込み)
		ロ 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置	⇒ 第21条 (料金の徴収) ⇒ 第38条 (給水の停止)
		ハ 水道メーターの設置場所の提供及び保管責任	⇒ 第16条 (メーターの設置及び管理)
		ニ 水道メーターの賃借料等の特別の費用負担を課する場合にあつては、その事項及び金額	⇒ 第29条 (加入金) ⇒ 第30条 (手数料)
		ホ 給水装置の設置又は変更の手続	⇒ 第4条 (給水装置の新設等の申込み) ⇒ 第5条 (給水装置の新設等の工事)
		ヘ 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定により定める基準に適合していない場合の措置	⇒ 第37条 (給水装置の基準違反に対する措置)
		ト 給水装置の検査を拒んだ場合の措置	⇒ 第38条 (給水の停止)
水道法 第14条 第2項 第5号	水道法施行規則 第12条の5 第1項 第1号	【水道事業者の責任に関する事項】として必要に応じて、定められていること	高槻市水道事業条例
		イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告	⇒ 第36条の2 (貯水槽水道に関する管理者の責務)
		ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供	⇒
	水道法施行規則 第12条の5 第1項 第2号	【貯水槽水道の設置者の責任に関する事項】として必要に応じて、定められていること	高槻市水道事業条例
		イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準	⇒ 第36条の3 (貯水槽水道に関する設置者の責務)
		ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査	⇒

第4章 給水契約

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の利用者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならず、給水を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

また、利用者、所有者、代理人又は管理人は、給水を受けることを中止するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

【主な関係法令】法第15条第1項、事業条例第13条・第17条第1項第1号
(解説)

1 給水契約の性格

給水契約は、水道事業者が水道により常時水を供給する義務を負い、利用者がこの給付に対して料金の支払い義務を負う有償双務契約である。

契約の締結は契約自由の原則に基づき、契約内容、条件(定型約款)についての当事者双方の自由意志の合致を前提として行われるのが一般的であるが、水道事業はその目的、性格が公共性の強い一定地域内における独占事業であることから、利用者保護のため、法では幾つかの規制を行っている。

- 1) 水道事業者は、料金、給水装置工事費用の負担区分、その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ一般に周知させる措置をとるよう義務付けていること。
- 2) 給水義務等給水契約の約款中重要なものについては、供給規程の定めを待たず、あらかじめ水道事業者は義務付けていること。

したがって、給水契約の性格は水道事業者の責任事項が、強制的に法律によって義務付けられていると同時に、利用者においても供給規程に付従して契約を締結せざるを得ないという一般の契約とは異なった付合契約となっている。

また、利用者の給水申込みと水道事業者の承諾で成立する諾成契約の性格を有している。

2 給水契約の受諾義務

契約自由の原則は、当事者の自由な意見を尊重し、契約を締結するか否かの自由、契約の相手方を選択する自由、契約内容をいかに定めるかの自由を含むとされているが、給水契約のような付合契約においては、利用者は契約を締結するか否かの自由のみを有するにすぎない。そのため、水道事業者は、正当な理由がない限り、利用者からの給水契約の申込みを受諾しなければならない。

なお、正当の理由とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰すことのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合に限られるものであり、法第16条に定めるもののほか、おおむね次のような場合が想定される。

1) 配水管未布設地区からの申込み

給水区域内であっても、配水管が未布設である地区からの給水申込みがあった場合、配水管が布設されるまでの期間、給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。配水管未布設地区からの申込者が自己の費用で配水管を設置し、給水を申し込む場合については、下記のような事情がない限り拒否することができない。

2) 給水量が著しく不足している場合

正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の使用者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合には、その不足している期間において給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。

3) 多量の給水量を伴う申込み

事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込みに対して給水を拒否することは、正当な理由となる。

3 給水契約の成立期間

給水を受けようとする者は管理者に申込み、管理者の承認をもって、給水契約が成立する。また、給水を受けることを中止するときは、あらかじめ管理者に届け出て、中止する日を確定させ、その日をもって当該使用者との給水契約が解消されることとなる。

第5章 給水義務

水道事業者は、当該水道より給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。管理者は、常時水を供給するものとし、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は関係法令等の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することができない。

管理者は、給水を制限し、又は停止するときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

【主な関係法令等】法第15条第2項、事業条例第12条

(解説)

1 常時給水の義務

水道事業者は、給水契約の成立した使用者に対して常時水を供給する義務を負う。常時給水とは、需要者の欲するところにより常時水を供給することをいう。これは、電気、ガスと同じく、水が日常生活に必要不可欠であり、不断に提供される必要があるからである。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ないときはこの限りでない。

2 常時給水の義務を解除する正当な理由と周知の義務

常時給水の義務を解除する正当な理由とは、給水の停止が、災害、停電等による施設の破損、動力の使用不能又は水道管の破裂等水道事業者に起因しない理由による場合、水道施設の拡張、改良、補修等水道事業者に起因する場合とがある。これらの場合のうち、災害等による事故発生等水道事業者の意思に反して突然給水が停止される場合を除き、原因を問わず、水道事業者の意思により給水を停止しようとする場合は、給水を停止する区域及びその期間をあらかじめ関係者に適切な方法で周知しなければならない。周知すべき関係者とは、給水を停止する区域の使用者及び消防機関等であり、周知する措置とは、関係者に給水を停止することを知れわたらせる手段、方法をいい、具体的にはチラシ、広報紙、広報車、ラジオ、テレビ等によることが考えられるが、時間的余裕がなく広報車のみによる場合は、客観的に当該区域の関係者全てが承知し得る程度に広報することが必要である。ただし、全ての関係者が現実的に了知することは必ずしも必要でない。

しかし、消防機関や病院等人の生命等に係る使用者には個々に通知することが望ましい。なお、事故等による突発的な給水停止の場合であっても、速やかに関係者に対しその旨周知させることが必要である。

3 給水停止の趣旨

前述した給水義務を解除する場合の事由は、水道事業者の責に帰すことができない事由等の正当な理由がある場合に限定されるのに対し、給水停止は、使用者の責に帰すべき事由であつて、水道事業の健全な運営又は衡平の法理に反する場合に限られる。これらは、水道事業者と個々の使用者の関係であるので、給水停止は、供給規程に定めておかなければならない。

給水停止の趣旨は、使用者の責に帰すべき事由があるときに、水道事業者がその者に対する給水義務の履行を拒むことができることであり、給水契約を解除するものではない。

いため、給水を停止することができる事由が解消すれば直ちに給水を開始しなければならない。

4 給水停止の事由

事業条例第 37 条及び第 38 条において定める給水停止ができる事由は、以下のとおりである。

- 1) 水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、施行令第 6 条や、基準省令に規定する基準に適合していないとき、又は、水道事業者が指定できる範囲内における規定に適合していないとき。
- 2) 水の供給を受ける者が、水道事業者の承認を受けずに給水装置の新設等をしたとき又は不正や虚偽の申込みにより当該承認を受けたとき。
- 3) 水の供給を受ける者の給水装置の異状に対し、水道事業者が給水上特に必要があると認め修繕を行った場合に要した費用を指定期限内に納付しないとき。
- 4) 水の供給を受ける者が、水道料金を指定期限内に納付しないとき。
- 5) 給水装置を新設等しようとする者が、加入金や手数料を指定期限内に納付しないとき。
- 6) 水の供給を受ける者が、正当な理由がなく、使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- 7) 水の供給を受ける者が、正当な理由がなく、給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。なお、検査を拒む正当な理由とは、身分証明書の不携帯等、法第 17 条に規定する検査の要件を欠くような場合をいう。
- 8) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。